

御池沿道関係者協議会における検討  
**最終とりまとめ**

平成16年8月

御池沿道関係者協議会

## はじめに

### 1 御池通の沿革

御池通は平安時代にさかのぼる由来を有している道路で、道幅は狭かったものの、絹問屋や刀職人が集まる活気のある通りであったとされている。昭和20年までは幅員8メートル程度の町通りとして続いていたが、第2次世界大戦時に防空空地を確保するため、御池通の鴨川西岸から堀川通りまでに疎開を実施し、昭和22年、幅員50メートルの都市計画道路として活用することが定められた。

以降、京都の市内幹線道路として機能し、沿道には業務系の高層建築が建ち並んできた。平成9年には地下鉄東西線が開通し、御池地下駐車場、御池地下街が開業するなど、今後更なる発展に向けた高いポテンシャルを有している通りである。

### 2 御池通シンボルロードに関する取組の現況と課題

シンボルロードとしての御池通は、鴨川から堀川までの約1.7キロメートルの区間を対象とし、都心の主要拠点を結ぶシンボル性の高い通りである。

京都市は、御池通が「市民の皆様が親しまれ、生活に潤いと安らぎを与え、また、世界の人々を魅了する京都のメインストリートとして、新たなときめきとにぎわいの空間となる」ことをコンセプトに「御池通シンボルロード整備事業」を実施してきた。

#### (1) 取組の現況

##### ア 街路整備事業

御池通シンボルロードのコンセプトを具体化するため、「みち にわぶたい」をキーワードに街路整備事業を実施してきた。本事業については、平成15年6月に完了している。

みち	幹線道路としての機能性・安全性と、シンボルロードとしての一貫性
にわぶたい	「歩く喜び」を感じさせる、人が主役の快適空間 市民参加による祝祭・各種パフォーマンスなどの開催

## イ 沿道景観形成計画による景観形成

御池通（美観地区に指定されている区域を除く。）とその道路境界30メートルの沿道区域は、平成11年6月に京都市市街地景観整備条例に基づく「沿道景観形成地区」に指定され、当該地区の優れた景観の形成に関する計画として「御池通沿道景観形成地区沿道景観形成計画」（以下「沿道景観形成計画」という。）が定められている。本計画は快適な都心の散策が楽しめる道空間として、新しい京都市らしさが味わえる都心景観を御池通沿道に形成することを目的とし、隣接又は対面する建築デザインと協調・共鳴するよう形態・意匠に配慮するなど景観形成の方針を定めている。具体的な建築物等の景観の維持・向上に関する事項として、「1階は、店舗やショーウィンドー等を配置して散策者の目を楽しませるよう配慮すること」や「高さ31メートルを超える建築物の場合は、31メートルで軒線（水平ライン）を強調すること」等を定め、建築主等に対し新築等の際の届出義務及び同計画への適合について努力義務を課している。

## （2）課題

京都市は街路整備事業を実施し、沿道景観形成計画により景観形成の促進を図ってきたが、経済界や地元住民など様々な方面から御池通沿道における新たなにぎわいの創出及び更なる景観の向上が課題であるとの指摘を受けている。

たとえば、平成14年5月に京都市は、「京都市都心部のまちなみ保全・再生に係る審議会」から、残された課題として検討を深める方策として、「幹線道路沿道地区については、にぎわいの観点から、低層階への店舗等設置を義務付けるなど適切な規制・誘導策を検討すべきである」と提言を受けている。

また、平成14年5月及び9月には商工会議所から御池通シンボルロードの活性化に向け、官民一体となった“御池沿道のまちづくり推進組織”の組織化への指導等を内容とした要望書が京都市に提出された。

## 3 御池沿道関係者協議会の設置・検討

こうした経過を踏まえ、シンボルロードにふさわしいにぎわいの創出と景観形成に向けてさらに検討を深める機運が高まったことから、平成14年10月に地元住民、沿道事業者、商工会議所、学識経験者及び行政で構成する「御池沿道関係者協議会」（以下「協議会」という。）を設置した。

協議会では、御池通のにぎわいの創出と景観形成の促進を図るため、「賑わい作り部会」と「景観形成部会」を設置し、検討を重ねてきた。

平成15年9月には、中間とりまとめを行い、一定の方向性が見出せたものについては、それぞれの役割に応じ早急に具体化に向けて検討及び取組を行った。

今回、検討及び取組の経過を踏まえ、協議会として最終とりまとめを行うものである。

## 協議会における検討

### 1 シンボルロードの目標像

御池通は、「市民の皆様が親しまれ、生活に潤いと安らぎを与える道路として、また、世界の人々を魅了する京都のメインストリートとして、新たなときめきにぎわいの空間となる」ことをコンセプトにしており、協議会の中でもこのコンセプトや「沿道景観形成計画」の目的の実現化に向けて、より具体的かつ親しみやすい表現による目標像を掲げる必要性が指摘された。

このため、協議会では、御池通のコンセプト及び「沿道景観形成計画」との整合性に留意するとともに、沿道の地権者や住民等の概ねの賛同を得て、目標像を以下の4点にまとめた。

#### 目標像

シンボルロードとしてふさわしい建物の形成

にぎわいと文化の創出

花と緑が溢れる憩いの環境

パートナーシップによる育み

### 2 具体的な目標及び実現化方策の検討経過

目標像の実現に向けて、協議会ではさらに具体的な目標像及び方策について議論を重ねた。それぞれの議論については以下のとおりである。

#### (1) シンボルロードとしてふさわしい建物の形成

協議会では、シンボルロードとしてふさわしい建物景観の形成に向けた「沿道景観形成計画」の内容について支持する意見が多数を占め、御池通沿道で建築物を建築する際には、この計画に合致する建築物を建築する必要性が確認された。しかしながら、この計画が地権者、建築主や市民に十分に周知がされていないこと、またこの制度が届出・努力義務であることから、「沿道景観形成計画」の周知を図ること及びシンボルロードとしてふさわしい建物景観形成に向けて実効性のある取組が必要であるという意見が多数を占めた。

また、京都を代表する通りとして通り景観の形成やにぎわいの創出の観点から、建築物の1階に店舗・事務所等を設置すべきという意見や、シンボルロードとしての質の高い魅力を醸し出すという観点から、一定の風俗営業については禁止すべきといった意見が出された。このような議論を経て、御池通に面した建築物の1階は店舗・事務所等を設置することや一定の風俗営業を禁止するという方向性が確認された。

また、建築物の高さ等形態の規制については、建築物の高さは31メートルに揃えるほうがいいのではないかという意見、高さを規制する必要はないが31メートル部分の水平ラインの強調は必要であるという意見、規制を加えすぎると新たな事業への参入意欲が薄れるのではないかという意見など様々な意見が出され、沿道地権者すべてを対象にしたアンケート調査においても意見が多様に分かれたことから、方向性について合意を得るに至らなかった。この結果を踏まえ、個別に協議を重ねたところ、建築物の形態等に係るきめ細やかなルールについては、地元や地権者の方々と引き続き協議を重ね、合意が得られる場合には、建築協定や地区計画の取組を目指すこととした。また、平成16年6月に景観法が制定されたことを踏まえ、景観計画の策定、勧告制度の導入など「景観法」に基づく新たな制度を検討することとした。

なお、現状の商売や低層住宅を規制する必要はなく、現在の営みや居住は継続可能なものとする事が確認された。

## (2) にぎわいと文化の創出

シンボルロードとしてふさわしいにぎわいと文化の創出に向けて、御池通にふさわしい店舗を誘致する取組が必要であるという意見が多数を占め、具体的な内容として、おしゃれなカフェや飲食店などが御池通沿道に出店してほしいという意見、国内だけではなく海外の文化や歴史も感じさせるような店舗があればいいという意見などが出された。このため、実現化方策として経済界が交流を進めている海外の老舗店舗など魅力的な店舗を誘致する仕組み、空きテナント情報や新規出店者に対する情報提供の仕組み、新規出店店舗に対する支援などの必要性が指摘された。

また、にぎわいの創出のためには、大きな初期投資を必要とする建物整備だけでは、効果発現に時間を要することから、日常的に人が来るイベント等の仕組みが必要であるという意見が多数出された。イベント等により常人がたまる空間となることで事業者の出店意欲が喚起され、相乗的ににぎわいが創出されるという意見が多数を占めた。そのため特に、大きなイベントだけではなく、小規模であっても定期的にイベントが行われていることが必要

との指摘があった。

### **(3) 花と緑が溢れる憩いの環境**

花と緑が溢れる憩いの環境を目指し、御池通を、快適に散策できる空間として活用することはもちろんのこと、緑が多い都心のオアシスとして、誰もが憩う・集う・安らぐ空間として活用したいという意見が多数を占めた。

具体的な方策としては、植栽帯に花を植えたり維持管理したりできないかという意見、憩いの環境にするためにはゴミの散乱や放置自転車、自転車の走り方などマナー問題について考える必要があるといった意見が出された。また、通りを散策したくなるよう沿道の名所・史跡や店舗を紹介してはどうかという意見もあった。

### **(4) パートナーシップによる育み**

にぎわいの創出と景観形成を実現するためには、持続的な取組が必要であり、地元、経済界、行政のパートナーシップにより進めていく必要があるという意見が出され、そのためには協議会で示された具体的内容を推進していくための組織が必要ではないかとの指摘があった。また、状況に応じて柔軟に対応できるよう、取組に応じて個別に組織が存在することが望ましいという意見があった。

### 3 具体的な目標及び実現化方策

協議会での議論を踏まえ、具体的な目標及び実現化方策を以下のとおりとりまとめた。協議会での議論と並行しながら取り組まれたものや、実施予定時期が明確なものについては実施時期を明記した。

また、方向性を含め引続き検討が必要な項目については、その旨を明記した。

## シンボルロードとしてふさわしい建物の形成

### 【具体的な目標】

- ・ 京都を代表する通り景観の形成を目指し、1階ににぎわい施設を設置するなど、ある一定のルールが守られた建物の集積を目指す。
- ・ 建築物のきめ細やかなルールを地権者で決め、地区計画等の制度を活用することを目指す。
- ・ 現在の営みや居住は継続可能なものとする。
- ・ 京都を代表する通りとして、ふさわしくない一定の風俗系用途の建築防止を目指す。

### 特別用途地区の指定

- \* 御池通及びその沿道にふさわしい商業その他の業務に係る機能の集積を図り、にぎわいのある魅力的な市街地の形成を目指し、1階の一定割合以上を住居、駐車場、倉庫等以外の用途とすることの義務付け及び一定の風俗営業等にかかる建築物の建築禁止を制限内容とする御池通沿道特別商業地区を指定する。(平成16年7月1日施行)

### 地区計画等の活用

- \* よりシンボルロードらしさを創出するための、きめ細やかなルールについては、地区計画や建築協定の活用を目指す。

### 御池通シンボルロード活性化ガイド(仮称)の作成

- \* 御池通シンボルロードのコンセプトや御池通沿道景観形成計画及び御池沿道特別商業地区の周知を図るため、リーフレットを作成する。  
(平成16年度)

### 優良再開発建築物整備促進事業の活用

- \* 狭小敷地を共同化し、店舗・事務所等を建築するなど、土地を有効に活用し、質の高い建築物を建築する場合には、優良再開発建築物整備促進事業の活用を検討する。

### 景観法に基づく制度の活用の検討

- \* 建築物のデザイン等景観に係る規制については、景観計画の策定、勧告制度の導入など「景観法」に基づく新たな制度の活用を検討する。  
また、景観協定等の制度の活用に向けた検討を行う。

## にぎわいと文化の創出

### 【具体的な目標】

- ・ 魅力的な店舗や飲食店等の商業施設だけでなく、文化性の高い集客施設等も誘致し、質の高い魅力を醸し出すにぎわいの創出を目指す。
- ・ 新たなイベントを創出し、市民から観光客まで、子どもから高齢者までが集い、交流ができる通りを目指す。

### 京都御池中学校のにぎわい施設の設置

- \* 京都御池中学校の御池通に面した部分に、オープンカフェ等の多目的スペースを含む商業施設又は文化施設等のにぎわい施設を併設する。  
(平成18年4月開校予定)

### 新規出店店舗に対する融資支援の実施

- \* 御池通に出店する際に必要な設備資金及び運転資金に対し、平成16年4月に従来の制度を全面的に改善し「京の企業いきいき金融支援」を創設した。今後、さらに店舗誘致促進のための「融資制度」の創設に向けて検討を行う。

### 店舗の誘致を推進する取組や仕組づくり

- \* 御池通のにぎわいを創出する店舗誘致について、経済界を中心に誘致を推進する取組や仕組づくりを検討する。例えば、経済界が進めるイタリアとの経済交流を通じて、御池通沿道での出店について働きかける。また、既存の店舗との連携を図る。

### 「京の空き店舗情報」の周知

- \* 空き店舗の所有者又は管理者及び出店希望者に対し、空き店舗の情報を提供する仕組(既設)の周知を行う。

### 光をキーワードにしたイベントの実施

- \* 沿道事業者を中心とした経済界等の主導により、イルミネーション等光をキーワードにしたイベントの実施を検討する。

### 「中京区にぎわいのあるまちづくり支援事業」の活用

- \* 「にぎわい」の実現に向けた、住民の手によるまちづくりを促進するため「中京区にぎわいのあるまちづくり支援事業」を活用する。  
(平成15年度から実施)

### 歩道上でのイベント等の実施に関する検討

- \* 御池通でイベントやオープンカフェを行う際の相談窓口やルールのあるり方について、国の動向も見据えつつ、引き続き検討する。

## 花と緑が溢れる憩いの環境

### 【具体的な目標】

- ・ ケヤキ並木を中心に，花と緑が溢れる都心の快適な散策道の形成を目指す。
- ・ 座れる施設を設置するなど，都心のオアシスとして憩いの空間づくりを目指す。
- ・ ごみや放置自転車の無い美しい道路空間を目指す。

### 沿道住民等による美化活動の取組

- \* 沿道5学区の住民・沿道事業者を中心に，御池通が地域住民の憩いの場として，また誰もが憩う，集う，安らぐ空間として活用できるよう，定期的な清掃にさらに取り組む。

また，市民・事業者・行政が一体となって御池通の美化を推進するため，「まち美化住民協定」を締結し，団体の取組に対し市が支援を行う制度を活用する。

### 花や緑を守り育てる取組

- \* 沿道5学区の住民・沿道事業者を中心に，花や緑が溢れる通りを目指し，植樹帯や沿道に草花を植える取組を検討する。その際，維持管理するための連携の仕組みとして，街路樹里親制度の創設や草花管理協定について検討する。

### 憩いのスペースの確保

- \* 憩いのスペースとして，バス停を中心にシンボルロードの13箇所にベンチを設置する。（平成14年度に設置）

### 啓発看板の設置

- \* 美化及び放置自転車等についての啓発看板を設置する。（平成14年度に設置）

### 自転車等駐車場整備の調査・研究

- \* 烏丸御池周辺での自転車等駐車場整備の可能性について引き続き調査・研究を行う。

### 放置自転車の撤去の強化

- \* 京都市自転車等放置防止条例に基づく警告区域の指定を、鴨川から烏丸通まで拡大する（平成16年4月に実施）。更にシンボルロード全域に警告区域の指定を行う。

### 沿道の名所等の周知の検討

- \* 既存の御池通沿道の名所・史跡や店舗を紹介する沿道マップも含め、沿道の名所等の周知を行うとともに、その他の情報発信の方法等について検討する。

## パートナーシップによる育み

### 【具体的な目標】

- ・ 地元，経済界，行政の協働により，御池通を創り，育てていくことを目指す。
- ・ 沿道事業者の組織化を目指す。

### 御池沿道美化推進委員会の設置

- \* 御池通の沿道5学区自治連合会による美化活動等の一斉の取組を行う組織として，御池沿道美化推進委員会を設置する。(平成15年度設置)

### 御池通シンボルロード情報連絡会の活用

- \* 沿道事業者による情報交換及び取組を行うため，御池通シンボルロード情報連絡会(商工会議所内)を活用する。(平成14年度設置)

### まちづくり団体との連携

- \* 御池通周辺のまちづくりに関し，まちづくり協議会やNPO法人などとの情報交換を行い，連携を図る。

### パートナーシップによる取組の推進

- \* 具体的な取組を推進していくにあたり，パートナーシップのもと，地域住民，沿道事業者，経済界，行政その他関係機関との連携を図り，取組を推進する。

(参 考)

## 御池沿道関係者協議会委員名簿

氏名	職名等	協議会	景観形成 部会	にぎわいづく り部会
宮崎 健次	城巽学区自治連合会			
坂本 美江子	城巽学区自治連合会			
香川 史朗	城巽学区自治連合会			
谷岡 英治	龍池学区自治連合会			
塩田 圭一	龍池学区自治連合会	(15.3まで)		
徳田 豊一	龍池学区自治連合会 (平成15年3月まで)		(15.3まで)	
澤野 輝彦	龍池学区自治連合会 (平成15年4月から)	(15.4から)	(15.4から)	
作屋 栄次郎	初音学区自治連合会			
平路 和夫	初音学区自治連合会			
上坂 英夫	初音学区自治連合会			
藤野 英雄	柳池学区自治連合会			
山本 日大	柳池学区自治連合会			
菊岡 光広	柳池学区自治連合会			
北川 栄	銅駝学区自治連合会			(15.5まで)
鶴野田軍次	銅駝学区自治連合会 (平成15年5月まで)		(15.5まで)	
大橋 堅造	銅駝学区自治連合会 (平成15年6月から)	(15.6から)	(15.6から)	(15.6から)
松本 泰治	銅駝学区自治連合会	(15.5まで)		
市古 和弘	柳池学区自治連合会			
竹田 征史	(有)竹田卯三郎商店			
伊藤 公一	(株)伊と幸代表取締役社長			
武田 一平	ニチコン(株)代表取締役社長			
吉田 忠嗣	吉忠(株)代表取締役社長			
西村 勝	柵家(株)取締役社長			
三橋 隆史	(株)スポーツ館ミツハシ代表取 締役社長			
中野 代志男	京都御池地下街(株)代表取締役 社長(平成16年5月まで)			(16.5まで)
仲筋 邦夫	京都御池地下街(株)代表取締役 社長(平成16年6月から)			(16.6から)

氏名	職名等	協議会	景観形成 部会	にぎわいづく り部会
平井 義久	京都商工会議所地域開発都市 整備委員会委員長			
早瀬 善男	京都商工会議所商業活性化特 別委員会委員長			
堀野 欣哉	京都商工会議所観光対策特別 委員会委員長			
福永 晃三	京都商工会議所街並み整備特 別委員会委員長			
坂部 三司	京都商工会議所都市美化環境 対策特別委員会委員長 (平成15年2月まで)	(15.2まで)		
細見 吉郎	京都商工会議所都市美化環境 対策特別委員会副委員長 (平成15年3月から)	(15.3から)		
宗田 好史	京都府立大学助教授	座長	座長	座長
若林 靖永	京都大学大学院教授	座長代理	座長代理	座長代理
石田 達	京都市産業観光局商工部長 (平成15年3月まで)	(15.3まで)		(15.3まで)
山添 洋司	京都市産業観光局商工部長 (平成15年4月から)	(15.4から)		(15.4から)
大島 仁	京都市都市計画局都市企画部 長(平成16年3月まで)	(16.3まで)	(16.3まで)	(16.3まで)
田辺 真人	京都市都市計画局都市企画部 長(平成16年4月から)	(16.4から)	(16.4から)	(16.4から)
伊賀 則之	京都市中京区役所区民部長 (平成16年3月まで)	(16.3まで)		
荒木 陽子	京都市中京区役所区民部長 (平成16年4月から)	(16.4から)		
		25名	21名	24名

## 検討の経過

平成14年 10月	第1回協議会	座長の選出，座長代理の指名 御池通の現状及び特性について
12月	座長・座長代理と経済 界委員との懇談会	
平成15年 1月	沿道5学区住民によ るワークショップ	
同月	第2回協議会	沿道建築物の規制について にぎわいづくりについて 「景観形成部会」「にぎわいづくり部会」の 設置の決定
3月	第1回景観形成部会	御池通の目標像（案）について 沿道建築物の規制・誘導のあり方について アンケート実施の決定
同月	第1回にぎわいづく り部会	御池通の目標像（案）について 商業施設，集客施設の誘致の方向性について
4月	アンケート実施，回収	
5月	座長・座長代理と大学 生との懇談会	
6月	第2回にぎわいづく り部会	花と緑が溢れる憩いの環境づくりについて イベントによるにぎわい創出の必要性につ いて
同月	沿道事業者との懇談 会	
同月	地元マスコミとの懇 談会	
7月	第2回景観形成部会	アンケート結果報告 今後の取組の方向性について
同月	沿道事業者との懇談 会	
9月	第3回協議会	中間とりまとめ
平成16年 8月	第4回協議会	最終とりまとめ

\* 協議会及び部会は公開で開催し，資料及び摘録については，京都市情報公開  
コーナー及び京都市のホームページで公開した。